

第IV章 分野別計画編（案）

5 産業・交流

基本施策 19 シティプロモーション

◆現況と課題

- 近年、多くの自治体が、定住人口及び交流人口の確保・増加に結びつけるため、地域の魅力やイメージを高め、これらの情報発信を通じたまちの知名度向上に積極的に取り組んでいます。我が国全体で人口減少が本格化し加速する中、地域の活力を維持・増進させるためには、定住人口の維持や交流人口の増加、急激な人口減少を極力緩やかにすることなどが必要です。
- 小牧市に「訪れたい人」「住みたい人」「住み続けたい人」を増やすため、様々な地域資源の魅力を効果的に市内外へ情報発信（プロモーション）することで、他都市との差別化を図り、小牧の認知度とイメージの向上を図る必要があります。
- コロナ禍の影響もあり、近年、市内の主要な観光施設の入込客数は横ばい、または減少し、市全体の観光入込客数は減少傾向で推移しています。また、主要なイベントの参加者数も横ばい、または減少傾向です。市民意識調査の結果から、人に紹介したくなる「観光スポット」や「食」といった要素があると感じる市民の割合は微増傾向ではあるものの4割以下と低く、令和4年度に実施した来街者アンケート調査（ネット調査）によると、本市への来訪経験のない人の「観光スポット」や「食」に関する認知度は、名古屋コーチン以外は1割以下と低い結果でした。
- このような実態を踏まえ、本市が市内外のより多くの人々から「訪れたいまち」として選ばれるためには、市民の愛着と誇りを醸成しつつ、小牧ならではの名物・特産品の充実など多彩な地域資源を磨き上げることで、まちの魅力向上を図る必要があります。
- 小牧市が主催するイベントやまつりに対する市民の満足度は横ばい傾向です。今後は、参加型や若年世代を取り込むための新たな企画を加えることでマンネリ化を防止し、魅力あるイベントやまつりに変革していく必要があります。
- 高い実効力を伴った都市間交流を実践するためには、都市間交流によって、参加市民の意識がどう変わるか、交流先の市民等が交流により小牧市に対する意識がどう変わるか、どのような認識を持つのかを把握する必要があります。
- 市民が主役となる都市間交流の推進が、小牧の魅力の情報発信や市民の愛着と誇りの醸成につながるよう取り組む必要があります。
- 情報発信については、Web や SNS 等を積極的に利用するなど、情報を届けたいターゲットを踏まえた発信手段・ツールの多様化に対応する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市観光振興基本計画改定版（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

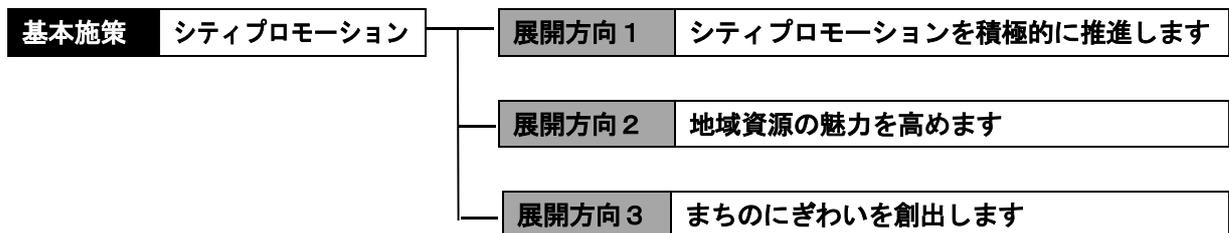
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

さまざまな地域資源の魅力向上とその活用によるシティプロモーションを推進するとともに、魅力を市内外に発信することにより、「訪れたいまち」「住みたいまち」「住み続けたいまち」を形成します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
交流人口	645,013人 (令和3年度)	→
定住人口	150,684人 (令和3年度)	→
これからも小牧市に住み続けたいと思う市民の割合	86.7% (令和3年度)	↑
小牧市に愛着や誇りを感じる市民の割合	79.9% (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：シティプロモーションを積極的に推進します

【目標】

○市の魅力を効果的に市内外へ情報発信（プロモーション）し、市外からの評価を高めることで小牧市民の愛着や誇りを醸成します。

【手段】

- ブランドムービー、ブランドブック、インターネット、デジタルサイネージなどさまざまな媒体を活用し、地域ブランドや市の魅力・取組などを市内外に広く発信します。
- 中学生の相互交流など、市民を主体とした都市間交流を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
ブランドロゴマークを知っている市民の割合	72.7% (令和3年度)	↑
市公式LINEの友だち数	66,612人 (令和5年度)	↑

◆展開方向2：地域資源の魅力を高めます

【目標】

○市民の愛着・誇りの醸成を促すとともに、地域資源の魅力を高めます。

【手段】

- 自然、歴史、文化、特産品などの多彩な資源の魅力の育成・向上に取り組みます。
- 本市の資源と似たテーマを有する他都市との連携を強化し、特色ある観光事業を展開します。
- 観光事業者、関係団体と連携し、ターゲットに基づくプロモーションを実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
人に紹介したくなる観光資源があると答えた市民の割合	38.4% (令和3年度)	↑

◆展開方向3：まちのにぎわいを創出します

【目標】

○地域経済の活力の維持・増進にも結びつくよう、市内外から多くのまち中に引き込める求心力の高いイベントやまつりなどを開催することで、まちのにぎわいを創出します。

【手段】

- それぞれターゲットに合わせた催し・企画・デザインを心がけ、魅力あるイベントやまつりを開催します。
- にぎわい広場への出店は、開催回数の維持と駅周辺施設との相乗効果を検証し、効果的な運用が図られるように努めます。
- SNSなどの情報発信媒体を効果的に活用し、にぎわい広場でのイベントの告知をします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市の主なイベントやまつりに来場または参加した市民の割合	35.7% (令和元年度)	↑
来年以降も市民まつりに来たいと答えた市民の割合	33.7% (令和3年度)	↑
こまき令和夏まつりに来場した10代・20代の割合	37.9% (令和元年度)	↑

基本施策 20

農業

◆現況と課題

- 本市の農家数（農業経営体）は、家族経営体が大半を占める農家の高齢化、後継者不足などの要因により、平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間で約34%減少し、耕地面積も約10%減少するなど、農業は急速に縮小傾向が進んでいます。
- 今後さらに、家族経営体が大半を占める農家の高齢化や後継者不足により廃業される方が増えた場合、耕作放棄地の増加が想定されます。このような状況下、耕作放棄地の解消及び優良農地を保全するためには、経営する農地の規模拡大を志向する農業経営体や、自給的農家が営農継続意欲を保持できる農業生産基盤の維持、鳥獣被害の軽減を図る必要があります。
- 安定した農業経営を目指した新規就農については、費用面などのハードルが高いことを踏まえ、耕作機械の購入や農業用倉庫などの取得のために活用可能な融資や補助制度の紹介等を通じ、営農を支援する必要があります。
- 現在、市民が農業にふれあえるきっかけづくりとして、市民菜園の貸出しや農業体験の機会の提供に取り組んでいるものの、これらの取組が必ずしも就農希望者の増加にはつながっておらず、新しい担い手づくりの有効な手段になっているとは言えない状況にあります。農業の持続的発展のためには、市民の農業に対する理解を深め、関心を高めることで、地域ぐるみで農業を支える環境を醸成する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市農業振興地域整備計画（令和5（2023）年度～令和6（2024）年度）
- ・小牧市人・農地プラン（令和5（2022）年3月）
- ・小牧市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和3（2021）年12月）

◆基本施策の目的及び状態指標

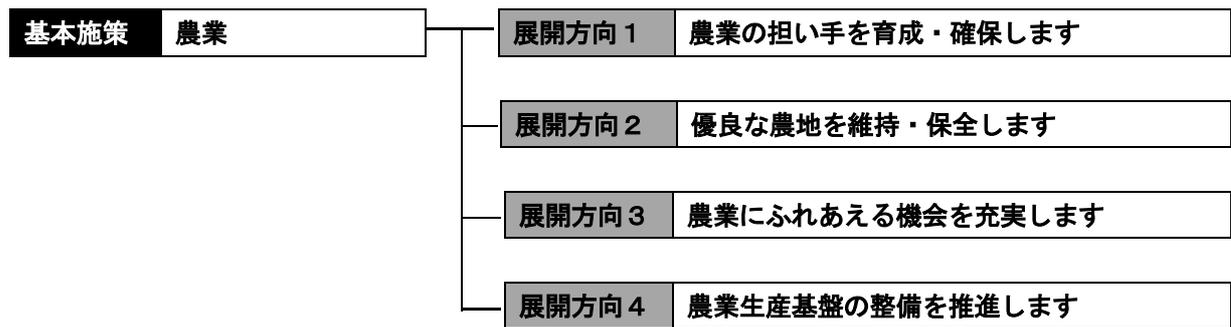
【基本施策の目的（目指すまちな姿）】

市民の農業への関心や理解を深めるとともに、安定した農業経営と農業生産基盤が維持され、優良な農地が保全されたまちにします。

【まちな姿を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
耕作放棄地の面積	65ha (令和4年度)	↓
鳥獣による農作物被害額	1,925千円 (令和3年度)	↓
農家1戸当たりの生産農業販売実績額	177千円 (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：農業の担い手を育成・確保します

【目標】

○地域農業の担い手を新規に開拓し、育成し、確保します。

【手段】

- 農業に関心のある市民を対象に、農産物の栽培技術を学ぶことができるよう、農業体験事業を実施します。
- 認定新規就農者及び認定農業者を対象に、安定した農業経営ができるよう、補助金及び融資に係る情報を提供し、これらのうち、市が交付主体となる補助制度については補助金を支給します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
認定新規就農者数	4人 (令和4年度)	↑
認定農業者数	25人 (令和4年度)	↑
農業体験事業への参加者数	20人 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：優良な農地を維持・保全します

【目標】

○耕作放棄地の発生防止と減少により、優良な農地を維持・保全します。

【手段】

- 農業委員、農地利用最適化推進委員及び農協と協力しながら、農地の貸出希望者の発掘を行います。
- 農地の貸出希望者に対して、農地中間管理機構を介した貸出しを支援します。
- 農地パトロールにより耕作放棄地を早期に発見することにより、耕作放棄地を解消するとともに、耕作再開や経営する農地の規模拡大を志向する農業経営体への農地の集積により農地の保全を図ります。
- 鳥獣被害対策について、関係機関と連帯して取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
農業の担い手へ集積した農地面積	75.8a (令和4年度)	↑
農地中間管理機構を活用した貸付面積	20.2ha (令和4年度)	↑

◆展開方向3：農業にふれあえる機会を充実します

【目標】

○市民の農業への関心を高め、身近な農産物の栽培に親しみを感じ、さらに地元の農産物にふれあえる場を充実します。

【手段】

○市内に住所を有し、農業又は園芸関係の職業に従事していない方を対象に、市民菜園の貸出しを実施します。

○子どもや高齢者を含めた全ての世代の市民を対象に、身近な農業を通じて食の大切さに対する理解醸成を図るとともに、農業振興の発信の場となることを目指し、農業公園を整備します。

○いきいきこまき、市民まつりなどのイベントにて地元で収穫された農産物の紹介を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市民菜園の利用者数	175人 (令和4年度)	↑

◆展開方向4：農業生産基盤の整備を推進します

【目標】

○農業経営の安定と市民の暮らしの安全確保を図るため、農業生産基盤の整備を進めます。

【手段】

○国営総合農地防災事業新濃尾二期地区の計画に基づき、事業主体である国と連携しながら、排水量増加に伴う流下不足解消のため、新木津用水路の改修を進めます。

○県営土地改良事業たん水防除事業小牧小木二期地区の計画に基づき、地区内の湛水被害を防止するため、事業主体である県と連携して事業を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
新木津用水路改修工事の進捗率	54.5% (令和4年度)	↑
小木排水機場改築事業の進捗率	20.1% (令和4年度)	↑

基本施策 21

商工業

◆現況と課題

- 本市の産業構造は、製造業の単位人口当たりの事業所数、従業者数、製造品出荷額等が愛知県平均及び近隣市と比較して高く、工業都市としての性格が極めて強い一方で、事業所及び従業者当たりの製造品出荷額等は愛知県平均より低く、既存の事業所の生産性向上が課題となっています。
- 本市が令和4（2022）年2月に市内企業を対象に実施した事業者アンケート調査では、コロナ前（令和元（2019）年）と比較して売上高や営業利益が減少した中小企業・小規模事業者は60%以上に上っています。さらに、同調査では、半数以上の事業者が人材不足を実感しているほか、既存事業・製品の改良、新商品・新サービスの開発が課題として挙げられています。
- 近年、製造業の事業所数は減少傾向にあり、卸売業、小売業、飲食業なども含めた廃業率が新設率に比べて高いことから、企業の新たなチャレンジや起業・創業、人材の確保・育成、求職活動への支援の充実を図るとともに、第三者承継も含めた早期の事業承継対策を推進する必要があります。
- 先の事業者アンケート調査によると、デジタル化に取り組んだ事業者の約50%以上が生産性・効率性が向上したと感じていますが、小規模な事業所ほど取り組む予定がない、又は取り組みたいができていない状況となっています。また、近年の政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）では、DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション、ゼロカーボンに向けた取組）が挙げられており、市内事業者にとってもこれらの取組を推進する必要性が高まっていくと想定されます。
- 政府統計では、ネットワーク上のデータ通信量が年々拡大するとともに、電子商取引市場（BtoC-EC市場）も同様に拡大しています。
- 本市は、広域交通体系へのアクセス利便性に非常に優れていますが、現状では企業の立地需要に対して機動的に対応することが可能な産業用地は少ない状況にあります。そのため、本市の強みであるバランスの良い産業集積を持続的に高められるよう、企業の増設及び市内での移転などに対する支援の充実を図る必要があります。併せて、多様な産業集積による高い技術力や人材などを活かし、次世代産業への参入や新事業展開を促進することで、市内産業の付加価値額を高めていく必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市企業新展開支援プログラム（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

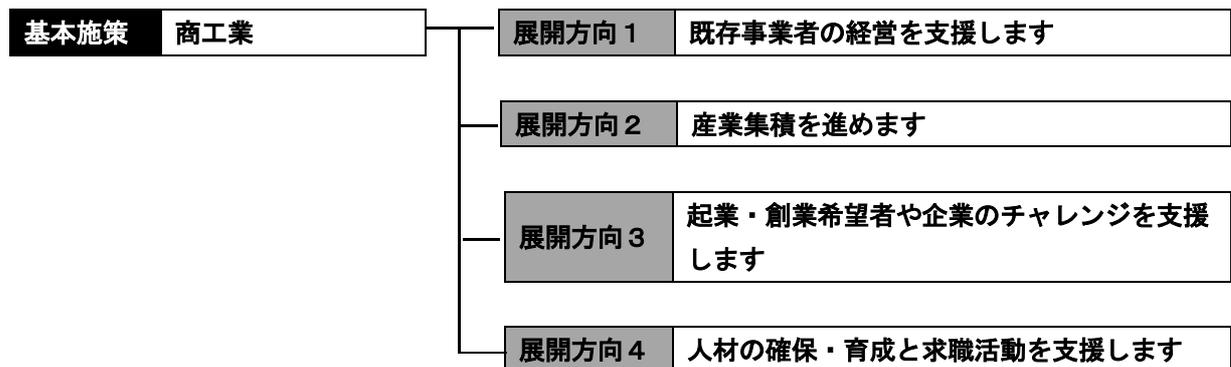
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

社会経済状況の変化を踏まえつつ、市の強みや特性を活かして産業力を高め、企業立地や次世代産業の推進を図ることにより、アフターコロナの持続可能な社会を支えるバランスの取れたより足腰の強い産業構造のまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
市内総生産額	1,039,563 百万円 (令和2年度)	↑
製造品出荷額等	1,316,660 百万円 (令和2年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：既存事業者の経営を支援します

【目標】

○市内事業者の経営基盤の強化や事業の改革改善を促進します。

【手段】

○商工会議所などの関係機関との連携のもと、小牧市企業新展開支援プログラムの周知を図りながら、市内事業者の経営基盤の安定化のほか、事業のデジタル化や省エネルギーの取組など、生産性の向上につながる補助制度を整備し、その活用を促進します。

○こまき新産業振興センターを中心に、事業者への訪問による課題把握や改善提案、他事業者とのマッチング支援など、市の産業施策と密接に連動した支援に取り組みます。

○市内事業者が事業承継に関する課題解決を図れるよう、市役所内に事業承継相談窓口を設置し、きめ細やかな相談対応を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市内事業者に対する各種補助件数（累計）	635件 (令和4年度)	↑
事業のデジタル化、省エネルギーの取組に対する補助件数	9件 (令和4年度)	↑
こまき新産業振興センターにおける支援企業数	44件 (令和4年度)	↑
事業承継相談窓口の相談件数	—	↑

◆展開方向2：産業集積を進めます

【目標】

○企業立地を推進するとともに、次世代産業の振興に向けた取組支援を行うことで、産業集積を進めます。

【手段】

○企業立地優遇制度による工場などの立地支援や新たな立地許可基準（都市計画法第34条第12号の規定に基づく条例）を活用した民間開発による工場などの立地支援に取り組みます。

○工場立地法に係る緑地面積率などの規制緩和、市内企業と周辺地域の相隣環境の改善に向けた取組に対する支援などを通じ、既存の工場が引き続き市内で操業を継続できる環境づくりを推進します。

○航空宇宙産業をはじめ、次世代産業に取り組む企業や次世代産業人材の育成・確保の取組を支援するとともに、次世代産業への参入意欲や興味を持つ事業所が当該産業に関わるきっかけづくりを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市の補助制度を活用して進出した企業数（累計）	16件 (令和3年度)	↑
新たな立地許可基準（都市計画法第34条第12号の規定に基づく条例）を活用した立地件数（累計）	5件 (令和3年度)	↑
次世代産業人材の育成・確保の取組のため市の補助制度が活用された件数（累計）	8件 (令和4年度)	↑
次世代産業への参入に向けた販路開拓の取組のため市の補助制度が活用された件数（累計）	—	↑

◆展開方向3：起業・創業希望者や企業のチャレンジを支援します

【目標】

○新たに起業・創業する人を増やすとともに、市内事業者の新たな取組や販路開拓を促進します。

【手段】

- 起業・創業希望者のニーズに対応したセミナーを開催します。
- 商工会議所など関係機関との連携のもと、小牧市企業新展開支援プログラムの周知を図りながら、起業・創業や市内事業者の新たな取組及び販路開拓につながる補助制度を整備し、その活用を促進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
セミナー参加者の起業・創業者数（累計）	31人 (令和4年度)	↑
起業・創業者に対する補助件数（累計）	76件 (令和4年度)	↑
市内事業者の新たな取組や販路開拓に対する補助件数（累計）	62件 (令和4年度)	↑

◆展開方向4：人材の確保・育成と求職活動を支援します

【目標】

○就職者数の増加や市内事業者の人材の確保及び育成を促進します。

【手段】

- 商工会議所などと連携し、市内企業が参加する就職フェアの開催や採用活動に対する補助制度の活用を促進します。
- ハローワーク春日井と連携し、小牧市就労支援センターを運営します。
- 商工会議所などが実施する各種研修制度の受講に対し、補助制度の活用を促進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
就職フェアにおける1出展事業者当たりの来場者の人数	1.03人 (令和4年度)	↑
小牧市就労支援センターにおける新規相談者数に対する就職した人の割合	28.5% (令和4年度)	↑
人材確保・育成に対する補助件数	20件 (令和4年度)	↑

基本施策 22 歴史・文化財

◆現況と課題

- 文化財は長い歴史と風土の中で培われ、伝えられてきた国民共有の財産です。地域固有の文化財を大切に守り、次世代へ継承していくことは、住んでいる地域に対する人々の愛着と誇りを醸成し、いきがいを持って心豊かな生活を送るために欠かせない重要な要素であるとともに、文化財をまちづくりに活かすことは、特色ある地域社会の形成にも大きく寄与することが期待できます。
- 本市には、織田信長や徳川家康など戦国時代の著名な武将たちとゆかりの深い国指定史跡「小牧山」をはじめ、豊かな歴史を背景に多くの文化財が市内各所に残されています。令和5（2023）年4月1日現在、市内には国・県・市により指定されている文化財が44件あります。
- 地域に根差した特色ある文化財の中には、市民がその価値に気づかず、文化財として認識されないままとなっているもの、また、社会環境の変化や価値観の多様化、少子高齢化などの影響により、次世代へ継承していくことが困難となっているものもあります。そのため、広く市民が文化財の価値を理解し、適切な保護・保存の必要性について、理解促進を図る必要があります。
- 令和2（2020）年3月には、史跡小牧山の保存管理・活用・整備・運営体制に関する最上位計画となる「史跡小牧山保存活用計画」を策定しました。今後は、同計画に基づき、貴重な歴史遺産である史跡小牧山の整備・活用を行うとともに、史跡小牧山に関わる既存の各計画を見直す必要があります。
- 近年、史跡小牧山の山頂主郭地区などで行った発掘調査の結果から、織田信長が築いた石垣の状況など、当時の小牧山城の姿が明らかになりつつあり、「近世城郭のルーツ」としてその歴史的な価値がさらに高まっています。
- 発掘調査の結果は、報告書としてとりまとめ公開しているほか、小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）での展示や、市ホームページ、SNS、現地説明会などを通じ、積極的に市内外に情報発信しています。

【関連計画等】

- ・小牧市教育大綱（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）
- ・小牧市教育振興基本計画（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）
- ・史跡小牧山保存活用計画（令和元（2019）年度～令和8（2026）年度）
- ・愛知県指定天然記念物「大草のマメナシ自生地」保存活用計画（令和2（2020）年度～令和13（2031）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

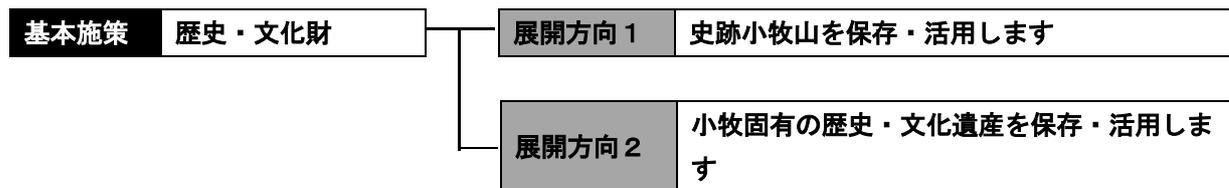
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

市民が郷土の歴史・文化に親しむことで、郷土への愛着を深め、誇りに満ちたまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
小牧の歴史や伝統文化に興味・関心を持っている市民の割合	61.1% (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：史跡小牧山を保存・活用します

【目標】

○史跡小牧山の保存・活用を図り、小牧山の歴史的価値や魅力を広く周知します。

【手段】

- 史跡小牧山の発掘調査を行うことにより歴史的な価値を明らかにし、その成果を基に史跡整備を行います。
- 小牧山の魅力や価値について、小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）、小牧山歴史館及び小牧市創垂館の指定管理者である（一財）こまき市民文化財団と連携し、情報発信を行います。
- 織田信長や徳川家康など、小牧山と深く関わった武将達に関連する講座やイベントなどを開催し、市内外の人々が小牧山への理解を深める機会を創出します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
小牧山歴史館、小牧山城史跡情報館、小牧市創垂館の入場者数	80,629人 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：小牧固有の歴史・文化遺産を保存・活用します

【目標】

○市内の歴史や文化財について広く周知を図り、文化財の保存・活用に対する理解を深めます。

【手段】

- 市内の文化財や古文書等の調査を行い、市にとって重要なものについて、指定・保護を進めます。
- 埋蔵文化財の貴重な情報を得るため、適切な調査・記録保存を行います。
- 歴史文化の分野で活躍する各市民団体や大学、また、市内小・中学校の教諭で構成する小牧市文化財資料研究員などと連携して、歴史や文化財に関する講座や展示、ワークショップなど開催することで、文化財の公開や活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
指定文化財の件数	44件 (令和4年度)	↑
講座や展示、ワークショップ等への参加者数	37,137人 (令和4年度)	↑

6 都市基盤・交通

基本施策 23 市街地整備

◆現況と課題

- 今後、我が国全体が本格的な人口減少社会や超高齢化社会を迎える中で、本市でも公共施設の集約化や維持管理・運営の合理化を図りながら、市民の日々の暮らしに欠かせない生活利便施設の適正な配置・誘導に努める必要があります。特に、子育て世代を対象に、より安心して子育てができる生活環境の向上に必要な施設の誘導を図る必要があります。
- 令和3（2021）年9月に一部改定した「小牧市立地適正化計画」では、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能が必要不可欠であり、これらの機能に基づく各種生活サービスを効率的に提供し続けられるよう、一定の区域内において諸機能が維持・集積した集約型市街地（地域拠点）を形成することがうたわれています。
- 居住者のライフスタイルや居住選択を尊重しながら、住み替えなどの機会に合わせて地域拠点への居住が促されるような環境を整備し、地域特性に応じた都市機能や公共交通サービス、地域コミュニティの維持・確保を図る必要があります。あわせて、都市機能へのアクセス向上のため、公共交通の利用環境の充実はもちろんのこと、鉄道駅への乗り継ぎを含めた交通利便性の向上を図る必要があります。
- 小牧駅周辺は、「小牧市中央図書館」や「こまきこども未来館」が整備されたことにより、来街者が増加するなどの一定の効果が上がっていますが、今後はこの効果を駅周辺へ波及させるとともに、中心市街地全体の活性化につなげていく必要があります。このような中、住民や商店、関係団体等がつながる場として「中心市街地まちづくりプラットフォーム」を立ち上げ、各主体が連携・協力して施策を推進していく体制を構築するとともに、各主体によるまちづくり活動の企画を社会実験として推進しています。今後は、それらが主体的かつ継続的にまちづくりを担っていく組織へ発展していく必要があります。
- 東部地域は、桃花台ニュータウンに同時期に同世代の方々が多く入居したため、市内の他地域に比べ少子高齢化・人口減少が急速に進んでいることから、近い将来、地域コミュニティの希薄化をはじめ、様々な課題が発現し深刻さを増していくことが懸念されています。東部地域が持続的に発展し続けるまちとなるよう、地域住民をはじめ、事業者、各種団体がつながり、情報共有できる「東部まちづくりプラットフォーム」を立ち上げ、様々な主体が連携・協力するまちづくりを推進しています。

【関連計画等】

- ・小牧市都市計画マスタープラン（令和元（2019）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧市立地適正化計画（平成28（2016）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧市都市景観基本計画
- ・小牧市サイン計画
- ・小牧駅前広場等整備基本構想
- ・小牧市中心市街地ランドデザイン（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）
- ・東部振興構想（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

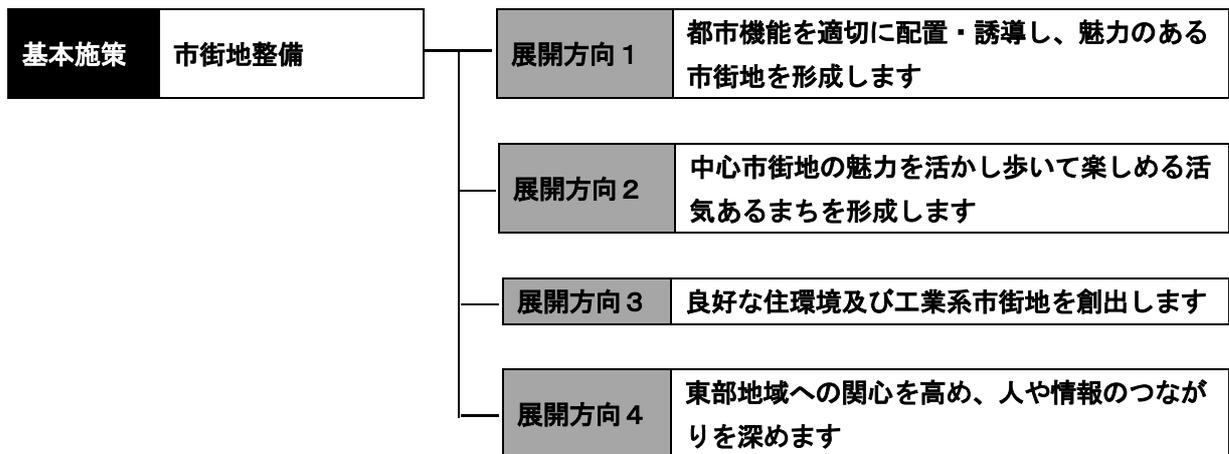
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

市民のライフスタイルや居住選択を尊重した上で、安全・安心に暮らすことができる居住環境を形成し、地域特性に応じた都市機能を誘導・集積し続けることでコンパクトな都市構造のまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
居住誘導区域内居住率	71.5% (令和4年度)	↑
居住誘導区域内人口密度	53.9人/ha (令和4年度)	↑
都市機能誘導区域における誘導施設立地数	44施設 (令和4年度)	↑
東部地域の生産年齢（15歳～64歳）人口割合	58.3% (令和2年度)	→

◆基本施策の体系



◆展開方向1：都市機能を適切に配置・誘導し、魅力のある市街地を形成します

【目標】

○医療・福祉・子育て支援・商業など日常生活に必要な都市機能を維持・確保します。

【手段】

- 市民や地域の意見を積極的に取り入れながら、個別具体的なまちづくり計画の策定に取り組みます。
- 小牧市立地適正化計画に基づき、居住機能については生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう居住誘導区域に、また、都市機能については日常生活に必要な都市機能を維持・確保できるよう、中心拠点や地域拠点に設定する都市機能誘導区域に誘導します。
- 小牧駅周辺では、桃花台線のインフラ撤去工事の完了後に駅東駅前広場などの再整備を推進します。
- 桃花台センターの乗り継ぎの利便性を高めるため、交通結節点機能を強化します。
- 桃花台線の旧車両基地用地では、地元ニーズや民間需要などを踏まえた利活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
名鉄小牧駅の1日平均乗降者数	10,188人/日 (令和4年度)	↑
桃花台中心地区の歩行者・自転車通行量	170人/12h (令和4年度)	↑

◆展開方向2：中心市街地の魅力を活かし歩いて楽しめる活気あるまちを形成します

【目標】

○市民、商店、来訪者を対象に、人が集い、滞在し、交流できる空間や居心地の良いやすらぎのある空間を創出するとともに、多様な人が主役となり、にぎわいを生み出す環境を創出します。

【手段】

- 「小牧市中心市街地グランドデザイン」の方針の1つである「民間活力を活かしたまちづくりの推進」に基づき、実施したサウンディング型市場調査の結果などを踏まえ、小牧駅周辺整備を進めます。
- 「小牧市中心市街地グランドデザイン」に基づく当面の取組をまとめたアクションプランの各種事業の進捗を図るとともに、市民や商店、関係団体等がつながる場である「中心市街地まちづくりプラットフォーム」を活用し、各主体による自主活動を継続的に展開します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
中心市街地の歩行者・自転車通行量	5,817人/12h (令和4年度)	↑
中心市街地の自主活動の参加者数	—	↑

◆展開方向3：良好な住環境及び工業系市街地を創出します

【目標】

○土地区画整理事業による良好な市街地整備を推進します。

【手段】

- 土地区画整理事業の施行区域内において、良好な市街地の形成を進めます。
- 名鉄小牧線沿線の宅地需要が高い地区（文津、岩崎山前、小牧南）の住環境の改善を図ります。
- 本庄地区において、計画的な工業系市街地の形成を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
土地区画整理事業の施行区域内の居住人口	9,553人 (令和4年度)	↑
土地区画整理事業の施行区域内の道路整備率	81.6% (令和4年度)	↑
土地区画整理事業の施行区域内の建築行為申請面積	59.85ha (令和4年度)	↑

◆展開方向4：東部地域への関心を高め、人や情報のつながりを深めます

【目標】

○地域住民のまちづくりに対する意識の向上を図りながら、住民等によるまちづくりの活動を促進します。

【手段】

- 東部地域で進められるまちづくりの活動の状況を市ホームページなどで情報発信します。
- 東部地域のまちづくりの起点となる「東部まちづくりプラットフォーム」の登録者を増やします。
- ワークショップなどの開催や東部地域トライアル活動支援制度により、東部地域のまちづくり活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市ホームページ（東部まちづくりニュースのページ）の年間アクセス数	3,293件 (令和4年度)	↑
東部まちづくりプラットフォーム登録者数	75人 (令和4年度)	↑
東部地域トライアル活動支援及び東部地域トライアル活動支援補助金の申請件数（累計）	6件 (令和4年度)	↑

基本施策 24 都市交通**◆現況と課題**

- 近年、本市の公共交通利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しましたが、全国的にも感染症の拡大が沈静化しつつある現在は、徐々に回復傾向にあります。しかしながら、ライフスタイルの変化などにより、今後、感染症拡大前の利用者数まで回復するかは、不透明な状況にあり、燃料費や人件費の高騰などによる運行経費の増加や運転手不足といった様々な問題も抱えています。
- このような状況の中、高齢化の進展や地球環境問題に対する意識の高まりなどを背景に、公共交通が担うべき役割の重要性はむしろ高まっています。今後も引き続き、適切な運行水準を維持するためには、利用しやすい鉄道駅施設などの整備や鉄道駅までのアクセス性の向上などによる利用者の利便性向上や、利用を促進するための啓発活動などにより、利用者数の増加を促進するとともに、都市計画マスタープランに掲げた将来都市構造や立地適正化計画に掲げた都市機能の立地を誘導するためのまちづくりとの連携のもと、鉄道・バス・タクシーなど、地域の輸送資源を総動員し、持続可能な交通体系の構築に努める必要があります。
- 名鉄小牧線は、市内各駅から名古屋市営地下鉄を経由して名古屋駅まで向かう場合、2回の乗り換えが必要です。今後、リニア中央新幹線の開業を契機に、名古屋駅を中心とした地域の飛躍的なポテンシャルの向上が本市の活性化にも結びつくよう、名古屋駅までの乗り換え回数を減らすなど、名古屋駅へのアクセス性の向上に取り組む必要があります。
- 路線バス（こまき巡回バス「こまくる」・名鉄バス・ピーチバスなど）は、令和6（2024）年度から、運転手の長時間労働抑制に向けた法改正が行われることによって、運転手の不足がさらに顕著となる可能性があります。このため、法令を遵守した安全な運行が行えるダイヤやルートの設定などにより、運転手の労働環境の改善を図る必要があります。
- こまき巡回バス「こまくる」は、多くの65歳以上の高齢者に利用されています。今後、高齢者がより快適に当該路線を利用できるよう、バス停の待合環境の整備や新たな交通手段の導入などにより、利便性の向上を図る必要があります。
- 小牧駅、小牧原駅、上末駅などでは、既存の自転車等駐車が桃花台線インフラ撤去工事に支障を及ぼす恐れがあることから、バスや鉄道利用者の利便性が低下しないように配慮した再整備を推進する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市地域公共交通網形成計画（平成30（2018）年度～令和6（2024）年度）
- ・小牧市都市計画マスタープラン（令和元（2019）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧市立地適正化計画（平成28（2016）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧市中心市街地グランドデザイン（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

集約型市街地の形成を誘導しながら、過度に自動車に依存することのない暮らしを実現するため、利用しやすい交通手段のあるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
公共交通機関の1日の平均利用者数	39,212人/日 (令和4年度)	↑
週1回以上公共交通機関を利用している市民の割合	14.5% (令和4年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：より多くの市民が利用できる持続可能な公共交通体系を構築します

【目標】

○市民が快適かつ円滑に利用できる持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

【手段】

○慢性的な運転手不足に対応するため、自動運転に関する情報収集・分析・検討及び検証を図ります。

○こまき巡回バス「こまくる」を含めた、路線バスなどの効率的・効果的な路線の設定や、乗り継ぎを考慮したダイヤを設定します。

○こまき巡回バス「こまくる」について、支線系路線が運行している地域のより効果的な運行方法を検討します。

○民間バス路線について、運行に要する経費を補助するとともに、新たな路線の設定を検討します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
こまき巡回バス「こまくる」の1日平均利用者数	2,088人/日 (令和4年度)	↑
名鉄バス間内岩倉線の1日平均利用者数	84人/日 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：公共交通の利用を促進します

【目標】

○公共交通の利用促進を図り、利用者数の増加につなげます。

【手段】

○ホームページやSNSなどを活用して公共交通利用の周知を行うとともに、公共交通利用促進協議会や民間交通事業者と連携・協力して、効果的な啓発活動やイベントなどを実施します。

○交通弱者などに配慮したバス停の待合環境とするための整備を推進します。

○利用者の利便性向上を図るため、地域版 MaaS を構築します。

○自転車等駐車場の適正な維持管理を行うとともに、桃花台線インフラ撤去工事に伴い支障となる自転車等駐車場等の再整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
啓発活動やイベントなどの実施回数	4回 (令和4年度)	↑
バス停の待合環境整備箇所数	13箇所 (令和4年度)	↑

基本施策 25 道路・橋りょう

◆現況と課題

- 道路は主要な交通施設として安全かつ快適な交通を確保するとともに、都市の骨格をなす施設として健全な市街地の形成、魅力と活力ある土地の形成に寄与し、あわせて防災上の役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の基盤的な施設です。工業・物流業が高度に集積する本市では、円滑な物流・通勤の確保のために産業・経済振興の面でも、道路・橋りょうは重要な施設です。
- 通勤・通学の快適な移動を阻害する道路渋滞は、物流分野における交通量の増加や幹線道路における交通の集中、右折帯の未整備などにより発生しています。これらの要因の解消に向け、幹線道路ネットワークの充実、右折帯の整備、交差点改良などの対策を中心に据えながら、ビッグデータを活用した交通集中の分散化を図るなど、ハード・ソフト両面から総合的な渋滞対策を講じる必要があります。
- 生活道路や通学路では、近年の自転車利用者の増加、狭い歩道、一部区間の通学路に歩道がないことなどにより、自転車利用者や歩行者に対する危険性が高まっているため、すべての人が安全に通行・移動できる道路空間を確保していく必要があります。
- 日常生活における福祉・清掃車両などの進入が困難な狭あいな生活道路では、市民サービスの低下や災害などの緊急時における避難路や緊急車両の通行の確保が困難となるため、快適性・安全性を高めることが求められています。安全で良好な生活環境の確保や災害に強いまちづくりを推進するためには、狭あいな道路を解消していく必要があります。
- 近年、高度経済成長期以降に整備された橋りょうなど道路施設の老朽化が急速に進んでいます。本市では、長寿命化により修繕・架替えにかかるコストの縮減を図りつつ、安全性・信頼性を確保することを目的に、市内に107橋ある重要橋りょうを対象とする「小牧市橋梁長寿命化修繕計画」や、市内に25橋ある横断歩道橋を対象とする「横断歩道橋長寿命化修繕計画」を策定しています。
- 今後もこれらの計画に基づく定期点検と、特に災害時に重要となる道路施設を優先しつつ、点検・修繕への新技術導入などによるコスト縮減や道路施設の集約などの効率化を図りながら、計画的に修繕工事を進める必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市橋梁長寿命化修繕計画（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）
- ・横断歩道橋長寿命化修繕計画（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

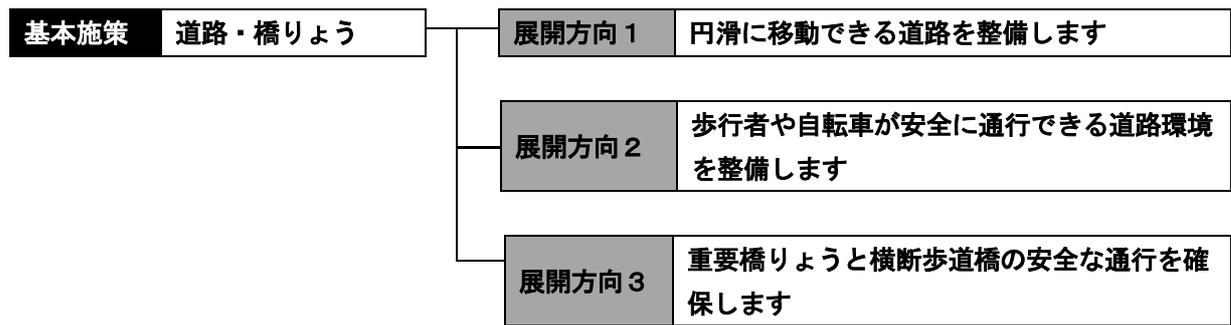
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

老朽化した橋りょうなどの道路施設が計画的に修繕され、渋滞や交通事故がなく円滑・安全・快適に移動できる道路交通環境が整ったまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
渋滞発生箇所数	21件 (令和3年度)	↓
歩行者、自転車の交通事故件数	144件 (令和3年度)	↓

◆基本施策の体系



◆展開方向1：円滑に移動できる道路を整備します

【目標】

○交通渋滞の緩和や狭あい道路を解消し、円滑に移動できる道路整備を進めます。

【手段】

- 幹線道路のネットワークの充実、交通容量の拡大を目的に国や県が実施する都市計画道路などの整備事業は、周辺道路を含めて渋滞に対して著しい整備効果が見込まれるため、これらの事業と連動して周辺道路の着実な整備を推進します。
- ビッグデータを活用して渋滞対策整備計画を策定し、右折帯設置や交差点改良などの渋滞対策を計画的に推進するとともに、交通集中の分散化を目的とした啓発活動を実施します。
- 後退用地*の拡幅、生活道路の拡幅改良などによる狭あい道路対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
都市計画道路の整備率	80.7% (令和3年度)	↑
狭あい道路の整備率	0% (令和4年度)	↑
渋滞対策の実施箇所数(累計)	4箇所 (令和3年度)	↑

◆展開方向2：歩行者や自転車が安全に通行できる道路環境を整備します

【目標】

○通学路の安全性を高めるとともに、歩行者や自転車の安全を確保するための整備を進めます。

【手段】

- 事故の繰り返しを防ぐため、事故多発箇所を中心に防護柵、カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設の整備、区画線などによる速度抑制対策を推進します。
- 通学路における児童・生徒の通行の一層の安全性を確保するため、通学路の歩道整備を計画的に進めます。
- 自転車ネットワーク計画を策定し、同計画に基づき自転車が安全に通行できる空間整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
通学路歩道(歩車分離)整備率	50.3% (令和3年度)	↑
自転車通行帯の整備率	0% (令和4年度)	↑

◆展開方向3：重要橋りょうと横断歩道橋の安全な通行を確保します

【目標】

○老朽化する橋りょうなどの道路施設を計画的に維持補修することで、安全な通行を確保します。

【手段】

- 橋りょう、横断歩道橋の定期点検を5年に1回実施し、施設の健全な状態を維持します。
- 重要橋りょうと横断歩道橋について、長寿命化修繕計画に基づきコスト削減を図りながら、計画的な修繕を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
重要橋りょうの長寿命化修繕工事の進捗率	46.9% (令和4年度)	↑
横断歩道橋修繕工事の進捗率	68.8% (令和4年度)	↑

【用語説明】

※後退用地

建築基準法第42条第2項の規定により市の定める道路であって、幅員が1.8メートル以上4メートル未満の道路と原則として道路の中心線から水平距離2メートルの線との間にある土地。

基本施策 26

上下水道

◆現況と課題

【水道事業】

- 今後、人口減少などを背景に長期的な水需要及び給水収益の低下が懸念される中、将来にわたって水道事業の安定的な経営を持続できるよう、収益の確保に努めるとともに、民間委託の活用などにより一層の経営の効率化に取り組む必要があります。
- 地方公営企業法施行規則に定める「法定耐用年数（40年）」を超えた管路延長の割合が、令和4（2022）年度末時点で31.4%と年々増加傾向にあるため、将来にわたって水道水の安全性を確保できるよう、引き続き、施設の修繕及び更新を計画的に推進する必要があります。
- 水道管路の耐震化について、基幹となるべき管路や重要給水施設への管路を優先的に耐震化した結果、基幹管路に占める耐震管の割合は、令和3（2021）年度末時点で51.4%と全国平均の27.4%を大きく上回っています。しかし、配水管全体で見ると耐震管の占める割合は、24.6%にとどまっています。
- 南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている中、震災時の被害を最小限にとどめるための対策が必要です。また、経営面への影響や災害時の水源確保などを考慮し、自己水源を最大限に活用する必要があります。

【下水道事業】

- 下水道普及率は、令和4（2022）年度末時点で77.9%となっています。衛生的で快適な生活環境を確保するため、今後も計画的かつ効率的な整備を推進する必要があります。
- 供用開始区域が拡大しているにも関わらず、今後、人口減少や世帯人員の減少の影響により下水道使用量が減少し、使用料収入の伸びも鈍化・減少すると想定されます。令和4（2022）年度末時点で72.1%にとどまっている下水道接続率の向上を図るため、未接続世帯に対する接続促進対策を推進する必要があります。
- 汚水管渠のうち、標準耐用年数の50年を超過した管渠は3%程度で、現状では老朽化の度合いは低いものの、20年を超過した管渠の割合が半数を超えている状況です。また、ポンプ場は、稼働後30年以上が経過し、標準耐用年数を超えて使用している設備が多い状況です。そのため、これらの下水道施設の計画的な維持管理及び長寿命化を推進する必要があります。
- 近年の経費回収率は60%程度と下水道使用料で汚水処理費が賄っていない状況が続いており、毎年度10億円を超える経費を一般会計からの繰入金で補てんしています。
- 国は、使用料を低く抑え、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入金により補てんしている地方自治体に対して、早急に使用料の適正化に取り組むことを求めています。
- 下水（有収水）以外の不明水（侵入水）の割合は、令和4（2022）年度末時点で21.6%となっています。不明水は、汚水処理費用や維持管理費用の増加要因となることから、その削減に向けた取組を推進する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市水道事業ビジョン・経営戦略（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）
- ・小牧市水安全計画（平成30（2018）年度策定）
- ・小牧市下水道事業長期経営計画（令和4（2022）年度～令和33（2051）年度）
- ・五条川左岸流域関連小牧市公共下水道事業計画（昭和52（1977）年度～令和7（2025）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

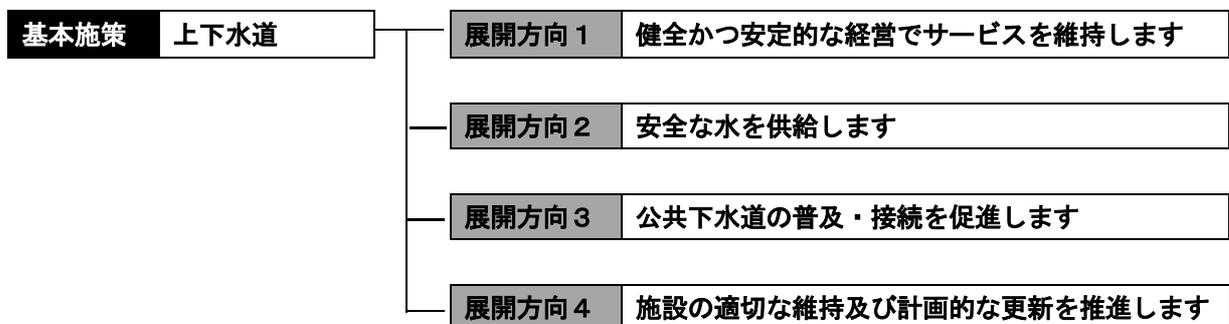
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

安全な水道水の安定的な供給や、下水道の整備・普及により、衛生的で快適に暮らせるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
基幹管路の事故割合（水道事業）	0件/100km (令和4年度)	→
公共下水道普及率（下水道事業）	77.9% (令和4年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：健全かつ安定的な経営でサービスを維持します

【目標】

○将来の人口減少下においても、安定的な運営基盤を堅持し、健全で持続可能な経営に努めます。

【手段】

○上・下水道事業の業務効率化や経費節減などの経営努力を行うとともに、経営戦略の見直しなどにより中長期的な収支バランスを考慮しながら適正な料金の設定について検討を行います。

○財源確保と公平性の確保のため、今後も水道料金・下水道使用料等の未収金対策に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
経常収支比率（水道事業）	111.9% (令和4年度)	100%以上
経常収支比率（下水道事業）	99.7% (令和4年度)	100%以上
経費回収率（下水道事業）	58.8% (令和4年度)	↑

◆展開方向2：安全な水を供給します

【目標】

○国による水道の水質基準を満たした安全な水道水を持続的に供給します。

【手段】

○水安全計画に基づき、水質管理の徹底を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
水質基準不適合率	0% (令和4年度)	→

◆展開方向3：公共下水道の普及・接続を促進します

【目標】

○効率的な下水道整備を計画的に実施し、供用開始区域を拡大するとともに、公共下水道への接続を促進します。

【手段】

○将来的な人口動向を踏まえつつ、計画的に公共下水道の整備を推進します。

○事業説明会の開催や未接続世帯に対する啓発活動を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
公共下水道整備進捗率	72.0% (令和4年度)	↑
公共下水道接続率	72.1% (令和4年度)	↑

◆展開方向4：施設の適切な維持及び計画的な更新を推進します

【目標】

○地震などの災害に強い水道施設・下水道施設を構築します。

【手段】

○既存施設の機能を適切に維持できるよう、費用の平準化に留意しながら、長寿命化や耐震化を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
管路の耐震管率（水道事業）	25.1% (令和4年度)	↑
水道施設事故停止件数（水道事業）	0件 (令和4年度)	→
下水道施設事故停止件数（下水道事業）	0件 (令和4年度)	→
不明水率（下水道事業）	21.6% (令和4年度)	↓

基本施策 27 河川・水路

◆現況と課題

- 愛知県をはじめとする新川流域関連自治体では、従来の河川整備のみでは浸水被害の防止に対応することが困難であるため、流域内の河川管理者、下水道管理者及び自治体等の関係機関が連携し、浸水被害軽減対策を推進することを目的として、平成19（2007）年度に新川流域水害対策計画を策定しています。
- 本市においてもこの計画に基づき、小牧市水害対策計画及び特定都市河川下水道整備計画を策定し、市内の河川整備、下水道整備及び雨水貯留施設整備等を進めています。
- 近年、全国各地で地球温暖化に伴う気候変動により、水害が頻発化・激甚化しています。特に、ゲリラ豪雨については、時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が30年前の約1.4倍に増加していることなどから、今後さらに短時間豪雨の発生回数と降水量がともに増加すると予測されており、気象変動シナリオ（気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会による提言）では、平均気温2度上昇で降雨量約1.1倍、流量約1.2倍、洪水発生頻度約2倍になるとされています。
- こうした状況の中で、自治体が行う河川整備、下水道整備及び雨水貯留施設整備等のハード事業のみで浸水被害を防止することは困難であることから、流域に関わるあらゆる関係者の連携・協働のもと、新川流域水害対策計画に基づく着実な水害対策を進める必要があります。

【関連計画等】

- ・新川圏域河川整備計画（平成19（2007）年度～令和18（2036）年度）
- ・新川流域水害対策計画（平成19（2007）年度～令和18（2036）年度）
- ・五条川左岸流域関連小牧市公共下水道事業計画（昭和52（1977）年度～令和7（2025）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

いつ起きるか分からない大雨による浸水被害を最小限に抑制することで、市民の貴重な生命と財産を守り、誰もが安全・安心に暮らせるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
床上、床下浸水の被害戸数	3戸 (令和4年度)	↓

◆基本施策の体系



◆展開方向1：浸水区域を解消します

【目標】

○大雨による浸水被害を最小限に抑制します。

【手段】

○年超過確率1/5（52mm/hr）に対する浸水被害の発生を防止するために、準用河川の整備や雨水下水道整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
準用河川の整備率	24.7% (令和4年度)	↑
雨水整備区域の整備率	9.5% (令和4年度)	↑

◆展開方向2：河川への雨水流出を抑制します

【目標】

○雨水の流出を抑制し、河川や水路の氾濫を防ぎます。

【手段】

○年超過確率1/5（52mm/hr）に対する浸水被害の発生を防止するために、雨水貯留施設の整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
雨水貯留施設整備の進捗率	72.2% (令和4年度)	↑

基本施策 28

公園・緑地・緑道

◆現況と課題

- 緑被面積は、平成 22（2010）年度から令和元（2019）年度にかけて、市街化区域で 2.2%減少、市街化調整区域で 0.6%増加しています。また、種目別では「樹林地」「草地」は増加していますが、「農地」が減少しており、緑被面積全体としては減少しています。
- 現状では、市街化区域内の緑被率は 2 割に満たず、特に、緑の基本計画において緑化重点地区に設定している名鉄小牧線沿線を中心とした市街地で低い状況にあります。オープンスペースに限りのある市街地では、民有地や公共施設の緑化による緑の創出に取り組む必要があります。
- 乳幼児を連れた親子が多く利用する公園、児童・生徒が放課後や休日に利用する公園、高齢者が健康管理のために利用する公園、地元区のイベントなどの利用を想定している公園、インクルーシブ遊具の導入やバリアフリー化等によるユニバーサルデザインに配慮した公園など、近年、公園利用に対する市民ニーズは多様化しています。
- 小牧市の市民一人当たりの都市公園面積は 7.7 ㎡/人で県内 51 市町村中第 20 位（令和 2（2020）年度末現在）となっていますが、小牧市都市公園条例に掲げている都市公園法の標準面積 10 ㎡/人には達していないことから、今後も計画的に公園整備を推進する必要があります。
- 土地区画整理事業の施行区域内では、公園の計画的な整備を推進するほか、施行区域外で地域住民から要望が寄せられた公園についても、市域全体から見た公園の適正配置に留意しつつ、計画的な整備を推進する必要があります。
- 本市では、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の補修・更新工事を実施していますが、昭和 50～60 年代に設置した都市公園が多いため、全体的に老朽化が進行しています。そのため、今後も引き続き、老朽化対策を効率的に推進する必要があります。
- 都市公園 113 箇所のうち 94 箇所の管理を地元区に委託をしていますが、地域住民の高齢化が進み、今後、維持管理の担い手が不足する地域が現れる可能性があるため、将来的に持続可能な管理方法について見直しを図る必要があります。
- 市内の公園を訪れた市民の割合は、横ばい傾向にあります。より多くの方に公園を利用してもらうためには、市民が訪れたい公園づくりに取り組む必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市緑の基本計画（令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度）
- ・公園施設長寿命化計画（令和 6（2024）年度～令和 15（2033）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

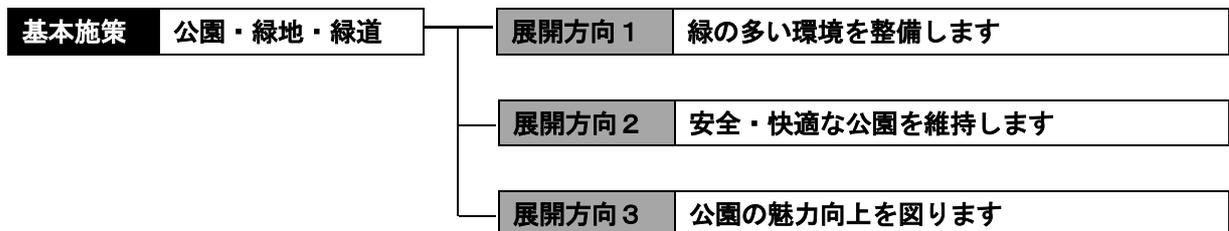
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

安全で快適な公園整備を進め、市民がうるおいを感じることができる緑とやすらぎのある美しいまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
公園緑地の箇所数	191箇所 (令和4年度)	↑
市内の公園を訪れた市民の割合	62.0% (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：緑の多い環境を整備します

【目標】

○多くの市民が身近に緑とやすらぎを感じることができる環境を整備します。

【手段】

- ワークショップなどを通じた市民ニーズを踏まえながら、地域住民に親しまれる公園・緑地・緑道を整備します。
- 市民参加による緑豊かなまちづくりの実現のために設立された小牧市緑化推進協議会を通じて、花いっぱい運動などの事業を実施し、市民の緑化意識向上と緑豊かなまちを目指します。
- 小牧市都市緑化推進事業補助金を活用し、市民や事業者が行う優良な緑化事業に要する経費の一部を補助することにより、民有地の緑化を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市民一人当たりの都市公園面積	7.77 m ² (令和4年度)	↑
ワークショップなどを通じ、地域住民のニーズを反映させて新たに整備・改修した都市公園数	5箇所 (令和4年度)	↑
市からの働きかけにより緑化推進に取り組んだ企業数	40件 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：安全・快適な公園を維持します

【目標】

○利用者が安全・快適に過ごせるよう既存の公園施設の機能を維持します。

【手段】

○公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の補修・更新工事を推進します。

○地域が主体となった団体との連携も検討し、日常的な管理を持続します。

○地元を主体とした持続可能な管理を行うため、それぞれの状況に合わせた管理方法の見直しを図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
公園管理者の過失による事故件数	1件 (令和4年度)	↓
管理委託団体が管理する都市公園数	94公園 (令和4年度)	↑

◆展開方向3：公園の魅力向上を図ります

【目標】

○市民四季の森をはじめとする、公園の魅力を高めます。

【手段】

○市民ニーズの変化や多様化等に合わせ、利便性の向上や魅力ある公園づくりに取り組みます。

○東部振興構想を踏まえ、市民四季の森の機能等の更新、充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市民四季の森を訪れた人数	—	↑

基本施策 29

住宅・居住

◆現況と課題

- 市内における住宅の耐震化率は、令和2年度時点で約89%であり、耐震性のない住宅がまだ多く存在しています。耐震性のない住宅である、「昭和56年以前建築の旧耐震基準の木造住宅」の所有者は高齢者が多く、負担費用が高額であることや後継ぎがないなどの理由から、耐震改修や建替え（除却）といった耐震化工事に対して消極的であります。今後、起こりうる南海トラフ地震などの大規模地震から人命を守るための住宅耐震化の必要性及び重要性の理解を促進する必要があります。
- 市内に多くのマンションが建築されていますが、今後、適正な維持管理がなされない老朽化したマンションが増加することが予想されます。「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正に伴い、マンション管理適正化推進計画の策定及び管理計画認定制度を開始しており、今後はマンション管理の適正化に取り組んでいく必要があります。
- 国が策定する住生活基本計画（全国計画）の中で、「住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備」が目標の一つとして掲げられ、基本的な施策として、住宅セーフティネットの中心的な役割を担う公営住宅の計画的な建替え、バリアフリー化や長寿命化等のストック改善の推進を行う必要があります。
- 空き家については、人口減少や高齢化の進行により、今後も増加すると見込まれ、発生する空き家には利活用が難しい老朽化したものが多いと想定されます。あわせて、適切に管理されていない空き家についても、所有者の高齢化や建物の老朽化により増加すると見込まれます。そのため、所有者に対し、空家等に関する意識醸成、情報提供及び利活用を図るための支援などを充実させる必要があります。
- 本市では、若年世代の転出超過が継続しています。転出入の主な理由を見ると、就職や転勤などのほか、結婚・出産によるものが目立っています。そのため、結婚・出産時の子育て支援や、中古住宅の流通及び利活用に着目した住宅支援、また、本市の特性である昼間人口比率が高く就業人口が多いことなどにより、若年世代の定住促進を図る必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市耐震改修促進計画（平成19（2007）年度～令和12（2030）年度 平成23年度、平成28年度、令和2年度改訂）
- ・小牧市マンション管理適正化推進計画（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）
- ・小牧市公営住宅等長寿命化計画（平成21（2009）年度～令和10（2028）年度 平成30年度改定）
- ・小牧市空家等対策計画（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

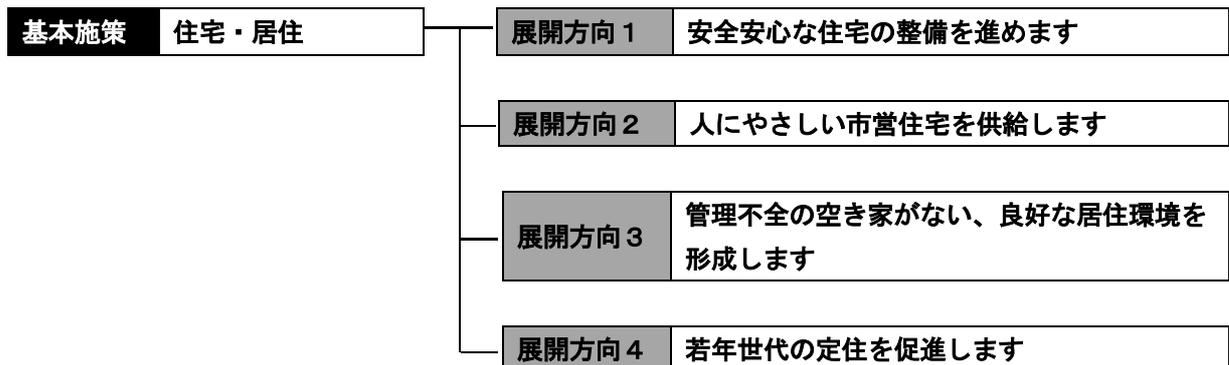
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

地震をはじめとする災害に強く、良質で人にやさしい住宅をストックすることで、市民のライフスタイルや居住選択を尊重し、安全・安心に暮らすことができる居住環境を形成するまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
耐震化等を要する木造住宅の戸数	2,819戸 (令和3年度)	↓
新築住宅のうち長期優良住宅認定住戸の割合	44.4% (令和3年度)	↑
管理不全空き家の棟数	27棟 (令和4年度)	↓
20～40歳代の平均転出超過数（3か年平均）	438人 (令和4年度)	↓

◆基本施策の体系



◆展開方向1：安全安心な住宅の整備を進めます

【目標】

○民間の耐震性のない木造住宅や適正な維持管理がされていないマンションを減少させることで、安全安心な住宅の整備を進めます。

【手段】

○補助制度に関する市民への普及啓発として、広報や市ホームページへの掲載、耐震化重点区域でのローラー作戦、耐震診断実施者へのダイレクトメール、地区の防災訓練でのPRなどに取り組みます。
○令和5年度から新たに創設されたマンション管理計画認定制度について周知、啓発を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
民間木造住宅耐震改修費などの補助件数	31件 (令和3年度)	↑
マンション管理計画認定を受けた件数	—	↑

◆展開方向2：人にやさしい市営住宅を供給します

【目標】

○住まいを確保することが難しい市民が安心して暮らし続けられる市営住宅を供給します。

【手段】

- 住まいを確保しにくい高齢者、障がい者、子育て世帯などの福祉世帯の住宅を確保します。
- あらゆる世帯が快適に生活できるよう市営住宅のバリアフリー化を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
福祉世帯の入居率	68.2% (令和4年度)	↑

◆展開方向3：管理不全の空き家がない、良好な居住環境を形成します

【目標】

○所有者の空き家及びその維持管理に関する意識醸成を図るとともに、良好な空き家の利活用と危険な空き家の除却を促進することで、良好な居住環境を形成します。

【手段】

- 空家等の発生抑制に向け、セミナー等を開催し、周知・啓発を行います。
- 空家等の管理について、空き家を管理する事業者登録・紹介制度を推進します。
- 空家等の流通・利活用に向けて、支援や情報提供を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
空き家セミナー及び個別相談会参加者数	24人 (令和4年度)	↑
空き家管理業務実施件数（累計）	16件 (令和4年度)	↑
空き家等除却工事費補助金交付件数（累計）	86件 (令和4年度)	↑
定住促進補助金（中古住宅活用タイプ）交付件数（累計）	34件 (令和4年度)	↑

◆展開方向4：若年世代の定住を促進します

【目標】

○市外からの転入を増やし、市外への転出を減らすことで、若年世代の定住を促進します。

【手段】

- 親、子、孫の三世代が同居又は近居する方に対し、住宅等の取得又はリフォームを行った場合、その経費の一部を補助します。
- 市内の事業所に1年以上継続して勤務している若年世代が住宅等を新築又は取得した場合、その経費の一部を補助します。
- 中古住宅の流通及び利活用を促すため、若年世代が中古住宅を取得又はリフォームした場合、その経費の一部を補助します。
- ハウジングセンター、市内事業所及び不動産関係団体等に制度周知を図ります。
- 住宅金融支援機構と連携してフラット35の借入金利を一定期間引き下げるなど、若年世代の住宅取得に対する支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
定住促進事業による若年世代の定住者数（累計）	1,652人 (令和4年度)	↑